

～敬老祝会助成事業のご案内～

長年社会の発展に寄与してこられた高齢者（75 歳以上の方）の長寿を、自治会等でお祝いすることができるよう、地域の皆さんで高齢者をお祝いする会に対し下記の内容で助成します。ぜひご利用ください。

《事業内容》

【対象事業】

9月～10月中に実施する地域交流を目的とした敬老祝会

※祝い品や飲食物の配布のみは対象外です。

【対象団体】

自治会・町内会・コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）

※コミ協に加入している自治会・町内会は、コミ協優先です。

【対象地域】

北区（旧新潟市域：松浜地区・南浜地区・濁川地区）、東区、中央区、

秋葉区、西区（四ツ郷屋地区除く）

【対象者】

お祝いされる人：市内に居住されている75歳以上の方

《交付要件》：会への参加予定者が以下のとおり

自治会・町内会：10人以上，複数自治会・町内会 20人以上

コミュニティ協議会：30人以上，複数コミュニティ協議会 60人以上

お祝いする人：上記以外。人数制限なし。

【助成対象経費】

敬老祝会に係る経費（事務経費、会場費、会場で出される飲食代（アルコールは対象外）・祝い品代 等）

【助成額】

かかった経費のうち、下記上限額の範囲内を助成 ※1人1,000円以内の助成となります。

自治会・町内会：1団体 30,000円

注）複数の自治会等が合同で実施した場合、上限60,000円となります。

コミュニティ協議会：1団体 200,000円

注）複数のコミュニティ協議会で実施した場合、上限400,000円です。

【申請方法】

各区社会福祉協議会へ

- ① 申請書を各区社会福祉協議会へ提出（6月1日～7月31日まで）
- ② 事業実施後、必要書類（実績報告書、開催チラシ、領収書、振込通帳の写し（表紙と1枚目））を提出
- ③ 助成金は後日支払い（12月下旬を予定）

【注意事項】

- ① 予算の範囲内で実施しているため、ご希望される場合は、お早めにご相談ください。
- ② 敬老祝会を実施するにあたり、他（市および社会福祉協議会など）の補助金との併用はできません。（※ 地域交流活動助成（サロン助成）との併用不可）
- ③ 開催チラシには新潟市の助成金で実施している旨を記載してください。



新潟市からの助成金により
実施しています。

【お問い合わせ先】

東区社会福祉協議会 担当：相場
電話：025-272-7721，FAX：025-272-1756

→裏面の注意事項もご覧ください。

敬老祝会助成事業についての注意事項

- ◆ 75歳以上の方が下表の人数以上参加されれば、75歳未満の方は年齢に関わらず何名参加しても構いません。

主催	助成額上限	75歳以上の必要参加人数
自治会・町内会	30,000 円	10 名以上
複数自治会 合同	60,000 円	20 名以上
コミュニティ協議会	200,000 円	30 名以上
複数コミュニティ協議会	400,000 円	60 名以上

- ◆ 贈呈のみの事業は対象外となります。

- ◆ 祝会を開催したうえで、その他にやむを得ない理由（身体的な理由等で会へ参加したくてもできない方）で参加できない75歳以上の方へ贈呈を行う場合、贈呈品も対象となります。

- ◆ 「交付要件」の75歳以上の高齢者の必要参加人数（単独自治会）10人・（コミ協）30人以上等は、祝会へ参加予定人数のみであり、贈呈のみ高齢者の人数は除きます。

- ◆ 実際の助成金額は、 $\{ \text{参加者数} + \text{贈呈のみ（75歳以上）高齢者数} \} \times 1,000 \text{円}$ が上限となります。

【自治会】

例）会に参加75歳以上の方 14名参加
会に参加75歳未満の方 10名参加
贈呈のみ75歳以上の方 5名 の場合 → 合計29名なので29,000円

※申請は1,000円単位となります。

1,000円未満の端数を切り捨てた金額の助成となります。

- ◆ お祝い会で配布する祝い品代は対象となりますが、現金等は対象外となります。

例）○ 対象となるもの：紅白まんじゅう お赤飯 ハンカチ
× 対象とならない：現金 図書カード 商品券 アルコール

- ◆ 歌謡、落語、講話などの講師に謝礼をお渡しする場合も、領収書が必要となります。
領収書（様式自由）に記名・捺印をお願いしてください。

- ◆ 開催場所は、新潟市内で実施した場合のみ対象となります。新潟市外で実施の場合は対象外となります。

日帰り温泉等で実施される場合についても市外での実施の場合は対象外となります。

- ◆ 申請を受け付けた後、新潟市社会福祉協議会から「申請受付等について」を送付いたします。（6月受付分は7月中旬、7月に受付分は8月中旬に発送予定）